

国立大学法人信州大学利益相反マネジメントポリシー

令和 7 年 3 月 18 日教育研究評議会承認

1. 目的

国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）は、研究成果を社会に公表、還元することにより、人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指しており、高度な研究により得られる産業上有意義な知見については、産学官連携（臨床研究を含む。以下同じ。）を通じて社会に還元することで、産業の振興に貢献することを重要な使命としている。産学官連携を成功させるためには、真理の追求を目的とする大学が利潤追求を目的とする企業等と、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学又は大学の役員及び教職員等に利益相反の状態が生じうる。

したがって、産学官連携を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

本ポリシーは、本法人の産学官連携における利益相反を適切にマネジメントし、研究の公正性と信頼性を確保することを目的とする。

2. 利益相反の定義

本法人においてマネジメントの対象とする利益相反は、産学官連携及び臨床研究に伴って発生するものであって、本法人の教育・研究・診療活動の公正性や信頼性が損なわれる可能性がある、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人としての利益相反

(ア) 狭義の利益相反

本法人の役員及び職員等（以下「役職員等」という。）が個人として得る利益と、本法人の役職員等としての責務が相反しているように、第三者から疑念を抱かれるおそれのある状況

(イ) 責務相反

役職員が個人として兼業等により第三者の活動や業務等に対する責務を負っている中で、当該第三者に対する責務と、本法人の役職員等としての責務が相反しているように、第三者から疑念を抱かれるおそれのある状況

(2) 組織としての利益相反

本法人が、組織として得る利益や本法人が特定の第三者に対して負う責務と、本法人としての社会的使命・責任が相反しているように、第三者から疑念を抱かれるおそれのある状況

3. マネジメントの基本方針

(1) 透明性の確保

産学官連携及び臨床研究における利益相反の状況を明確にし、関係者に対して適切に情報を開示する。

(2) 説明責任

利益相反が発生する可能性がある場合、大学及び役職員はその状況を説明し、適切な対策を講じる。

(3) 教育と啓発

役職員等及び関係者に対して、利益相反に関する教育と啓発活動を行い、利益相反の適切なマネジメントを促進する。

4. 利益相反のマネジメント

(1) 規程等の制定

本法人は、利益相反を適切に管理するために必要な規程等を制定し、これに基づいてマネジメントを行う。

(2) 自己申告制度

役職員は、利益相反の可能性がある場合、利益相反自己申告書を提出し、本法人に報告する。

(3) 評価と対応

本法人は、前号で提出された自己申告書を評価し、必要に応じて適切な対応策を講じる。

(4) 定期的な見直し

本ポリシー及びこれに付随する規程等は、定期的に見直し、必要に応じて改訂する。

附 則

1 このポリシーは、令和7年4月1日から施行する。

2 産学官連携利益相反ポリシー（平成16年12月15日制定）及び臨床研究に係る利益相反ポリシー（平成18年10月19日制定）は、廃止する。